



島根県報

平成19年9月14日(金)
号外第105号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(森林整備課)

公布された条例等のあらまし

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第72号)

1 規則の概要

- (1) 島根県税条例の改正に伴う様式の整備(様式第15号関係)
- (2) その他様式の整備

2 施行期日

平成19年9月15日から施行することとした。

規

則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月14日

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県規則第72号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年島根県規則第69号)の一部を次のように改正する。

様式第12号表面中「猟銃・空気銃所持許可番号」を「猟銃・空気銃所持許可証番号」に、「許可年月日」を「交付年月日」に改め、同様式裏面中

「1 文字はかい書で明りように記載すること。

2 (1)の猟銃・空気銃所持許可番号及び許可年月日は、同表に掲げる猟銃・空気銃で主として使用する猟銃・空気銃1丁について記載すること。

3 太枠欄には、申請者は記載しないこと。」

を「1 文字は、かい書で明りように記載すること。」に改める。

2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。」

様式第13号中「猟銃・空気銃所持許可番号」を「猟銃・空気銃所持許可証番号」に、「許可年月日」を「交付年月日」に改める。

様式第14号表面中「猟銃・空気銃所持許可番号」を「猟銃・空気銃所持許可証番号」に、「許可年月日」を「交付年月日」に改め、同様式裏面中

「1 文字はかい書で明りように記載すること。

2 (1)の猟銃・空気銃所持許可番号及び許可年月日は、同表に掲げる猟銃・空気銃で主として使用する猟銃・空気銃1丁について記載すること。

3 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

「1 文字は、かい書で明りょうに記載すること。
を 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。」に改める。

様式第15号裏面中「猟銃・空気銃所持許可番号及び許可年月日」を「猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日」

に、

猟銃・空気銃所持 許可番号	号	許可年月日
------------------	---	-------

を

猟銃・空気銃所持 許可証番号	号	交付年月日
-------------------	---	-------

に、

「3 (2)は、該当番号を で囲むこと。

4 (4)の猟銃・空気銃所持許可番号及び許可年月日は、同表に挙げる猟銃・空気銃で主として使用する猟銃・空気銃
1丁について記載すること。

5 (6)は、職業を具体的に記載し、職業分類の該当番号を で囲むこと。

6 印欄には、申請者は記載しないこと。

「3 (2)は、該当番号を で囲むこと。

を 4 (6)は、職業を具体的に記載し、職業分類の該当番号を で囲むこと。 に、

5 印欄には、申請者は記載しないこと。」

狩猟免許の種類及び 納付額（該当欄の号 数及び網・わな猟免 許、第1種銃猟免許 の別を で囲むこ と。）	1号	網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録 を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの	網・わな猟免許 第1種銃猟免許	16,500円
	2号	網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録 を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付する ことを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7 号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する 扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事し ている者を除く。）以外のもの	網・わな猟免許 第1種銃猟免許	11,000円
	3号	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		5,500円

を

狩猟免許の種類及び 納付額（該当欄の号 数及び網猟免許又は わな猟免許の別を で囲むこと。）	1号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号 に掲げる者以外のもの		16,500円
	2号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該 年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない もののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控 除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当 する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除 く。）以外の者		11,000円
	3号	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 で、次号に掲げる者以外のもの	網猟免許 わな猟免許	8,200円
	4号	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを 要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規 定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親 族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している	網猟免許 わな猟免許	5,500円

		者を除く。)以外の者	
5号	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		5,500円

に、「網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2号税率の適用を受けるもの」を「2号税率又は4号税率の適用を受ける者」に改める。

様式第16号裏面中「猟銃・空気銃所持許可番号及び許可年月日」を「猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日」

に、

猟銃・空気銃所持 許可番号	号	許可年月日
------------------	---	-------

を

猟銃・空気銃所持 許可証番号	号	交付年月日
-------------------	---	-------

に、

「4 (2)は、該当番号を で囲むこと。

5 (4)の猟銃・空気銃所持許可番号及び許可年月日は、同表に挙げる猟銃・空気銃で主として使用する猟銃・空気銃1丁について記載すること。

6 印欄には、申請者は記載しないこと。」

を「4 (2)は、該当番号を で囲むこと。 に改める。

5 印欄には、申請者は記載しないこと。」

附 則

この規則は、平成19年 9 月15日から施行する。

